

# 戦争への道を阻止するために 「戦争法」廃止の共闘から学ぶこと

小田川 義和

## はじめに

(1) 2022年12月16日、岸田政権は「安保3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）」を閣議決定しました。これは、2014年7月の集団的自衛権に関する閣議決定と2015年9月に強行採決された「安保法制（戦争法）」を実行段階に移すもので、「日本の安全保障政策の大転換」（2023年1月23日・岸田首相の施政方針演説）と政府自らが喧伝する内容です。

「安全保障政策の大転換」と言いながら岸田首相は「（安保3文書は）憲法、国際法の範囲内」と強弁しました。「専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持」（防衛省・自衛隊ホームページ、2023年9月）と述べているように、憲法第9条2項「戦力不保持」との関係で、自衛隊の「合憲性」を「専守防衛（必要最小限度の自衛力）」に求めてきたのは政府です。専守防衛の立場を取る以上、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器の保有は許されない」（防衛省・自衛隊のホームページ）と言い続けています。しかし、日本の領土、領空、領海をこえ、他国の首都までも射程にとらえるミサイルなどの「敵基地攻撃能力」を保有しても、なお自衛隊は専守防衛に徹していると言えるのでしょうか。

(2) 政府の憲法解釈の「変更」が不可避なはずの「安保3文書」を憲法論議に頬かむりし、国

民的論議も国会審議も経ずに一片の閣議で決定したことは、法治国家の根幹を揺るがす問題を含んでいます。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」た際の集団的自衛権行使にふみこんだ2014年閣議決定さえ超える違憲の決定です。

この国の政治は「憲法論議」なしですすみ始めている——、言い過ぎではないと思います。この点に目を向ければ、「憲法守れ」という主張だけでは岸田政権の暴走を止めるには十分ではなくなっています。

国際紛争を解決する手段としての武力行使を永久に放棄する（憲法9条1項）と主権者から命じられ、国際社会に対しても宣言した日本が、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るためとの口実で「武力による平和の実現」を声高に主張し、武力強化のために巨額の税金を他の政策課題に優先して投じるのは単なる政策の転換ではなく、憲法が求める「日本のかたち」の転換にほかなりません。

(3) 安倍政権から10年以上も続くそんなクーデター的な政治への危機感の共有が、総がかり行動実行委員会（戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会）や市民連合（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）の運動の起点です。そして今も運動を動かす力です。その点の確認は、これからを考えるからこそ重要だと思います。

## 1 総がかり行動実行委員会の結成と「2015年安保闘争」

(1) 連合系の平和フォーラムと全労連が参加する憲法共同センター、それに憲法擁護の運動に取り組んできた様々な市民運動が一堂に結集した総がかり行動実行委員会は、2014年12月に結成されました。結成アピールでも「(総がかり行動実行委員会は)これまで私たちの運動がなかなか超えられなかった相違点を乗り越え、戦争する国づくりをくい止め憲法理念を実現するために大同団結する」と明記しています。

実は、総がかり行動実行委員会の結成に先立って憲法共同センターは、2014年5月に緩やかな共闘から「団体間の共同を強め、自覚的な運動を総合的、全国的に進めていく」ことを目的に改組しました。全労連などがそれぞれの分野で積極的な運動を展開することを前提に、大きな共闘への対応を「総合的」におこなうことも意図したのです。この点は、総がかり行動実行委員会の結成とその後8年余の運動継続の力になりました。

(2) 総がかり行動実行委員会の取り組みが認知されたのは、2015年5月3日に横浜市の「臨港パーク」で開催した「5.3憲法集会」でした。3万人以上が参加したこの集会では、民主党、共産党、生活の党、社民党の各政党と11の団体が発言し、「共闘」を可視化しました。この集会の成功が、通常国会での「戦争法(安保法制)」案審議時の国会闘争を始める契機になりました。

2015年6月から始まったその国会闘争は、途中からシールズ(自由と民主主義のための学生緊急行動)、ママの会(安保法制に反対するママの会)、学者の会(安全保障関連法に反対する学者の会)など新しい市民運動との共闘に広がり、8月30日の「12万人国会前行動」をピークに1万

人以上が参加する国会行動を延べ11回取り組み、約43万人が「戦争法反対」の声をあげました。

掛布団(新しい市民運動)と敷布団(総がかり行動実行委員会)の重層的な共同が、戦争する国に向かう危機感を持ちながらも行動参加をためらっていた市民を動かしたのです。国会周辺でのそのような運動の盛り上がり、全国に波及しない訳がありません。全国各地で様々な運動が自主的にとりくまれ、「2015年安保闘争」と呼ぶ向きもある国民運動が展開されました。

(3) 広がった共闘は戦争法成立直後に「法廃止運動」へと切り替わります。総がかり行動実行委員会は、「戦争法廃止を求める2000万人国会請願署名」を2015年秋から開始し、運動を支えました。翌年6月末までに集約された署名数は1,580万人分に達し、「戦争法を廃止する政治」を求める世論を可視化し、野党各党に共闘を迫る力ともなりました。

「市民と野党の共闘」と言えば後述する市民連合に焦点があたりますが、市民の声を可視化する様々な運動、特に大規模な署名と「路上民主主義」とも言われる草の根からの運動で「野党は共闘」の声と世論を広げた市民と団体の取り組みの評価も必要です。

## 2 市民連合の結成と「市民と野党の共闘」

(1)「2015年安保闘争」を共にたたかった「シールズ」、「学者の会」、「ママの会」に法学者、政治学者を中心とする市民団体の「立憲デモクラシーの会」、それに総がかり行動実行委員会で、「市民連合(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)」を立ち上げたのが2015年12月でした。

憲法学者の9割が憲法違反だと指摘する戦争法の強行は、平和国家としての「日本のかたち」を毀損しただけでなく、憲法にもとづく政治を行う

という立憲主義と憲法に体现される主権者の意思を踏みにじる反民主主義の蛮行でした。今に続く政治の場の憲法無視の始まりともいえる「戦争法」を廃止するには、自民党政治に代わって憲法の実現をめざす勢力、立憲野党を国政の多数派にしなければなりません。市民連合はその目的を達成するために市民が政党（野党）を後押しし、市民が選挙に積極的にかかわることを呼びかけました。

「政治を変える、選挙を変える」という耳慣れないフレーズが受け入れられ、市民と野党の合同街頭宣伝、市民参加の選挙活動などが日常化していきました。市民連合は、野党と野党をつないだだけでなく、市民と野党、市民と市民をつなぐ「共闘のプラットフォーム」として存在感を高めていきました。

(2) この市民連合の動きにいち早く反応したのが「戦争させない・九条壊すな！くまもとネット」でした。熊本では、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回などの3点を共通課題に、県内の5つの野党（民主党、共産党など）と2つの労働組合（連合熊本、熊本県労連）が2016年参議院選挙・熊本選挙区での統一候補擁立に合意していました。同ネットと連携して、統一候補と市民連合が推薦・支援の協定に調印したのが2016年2月11日でした。

さらに、2月19日、5野党（民主党、共産党、維新の党、社民党、生活の党）の党首が、戦争法の廃止や国政選挙で最大限の協力などの4項目で合意します。「市民と野党の共闘」が具体的な形を持ち始めたのです。

国会内での政党間の共闘にとどまらず、国政選挙でも共通の目的をもって選挙協力を行う、それも「共産党を除く」という壁を乗り越えての協力は、「野党は共闘」の声が全国各地に広がることなしには実を結ばなかったと思います。その市民の運動にナショナルセンターの系列を超えて労働

組合も参加し、地方から流れを作り出したことに留意したいと思います。現在、市民と野党の共闘は様々な困難に直面しています。その要因の一つに労働運動の分裂状況があることは事実です。この困難を乗り越えるには、国政の様々な矛盾が押し付けられる地方段階からの要求の一致点での労働組合の共闘の前進も必要です。

### 3 市民と野党の発展と逆流

(1) 2016年6月7日、7月の参議院選挙に向けた市民連合の「政策要望書」に野党4党（民進党、共産党、社民党、生活の党）が合意し、一人区では「市民連合」と統一候補との政策協定が結ばれていきます。政策要望は、参議院選挙で「安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復」などの政策を各党が掲げるよう市民連合が求め、これに各政党が応じるという内容でした。この合意を受け、32の一人区で候補者調整が行われ、自公候補との「1対1」の対決構図を作り出し、11の選挙区で野党候補が勝利します。その前の2013年参議院選挙での野党勝利選挙区は2でしたから、共闘の効果が明確に示されたと言えます。また、野党各党の比例得票数の合計を選挙区の統一候補の得票が上回った選挙区が28あり、市民と野党の共闘への有権者の期待も確認できる結果でした。

(2) 2017年の通常国会は森友学園、加計学園事件が表面化し、疑惑解明と安倍政権退陣を求める国会の内と外での共闘が前進しました。そのような中、東京都議会議員選挙で小池百合子東京都知事が率いる都民ファーストの会が都議会第一党に躍進し、民進党では代表選挙を経て党首交代が行われました。

野党からの臨時国会開催要求を3カ月間拒み続けていた安倍晋三首相（当時）が9月下旬の国会召集日の衆議院解散を突然に打ち出したその時

に、小池百合子氏が希望の党を立ち上げ、これに民進党が合流を決定するという激動がおきました。

民進党の合流決定の前日に市民連合は、「安倍政権による9条改憲反対」など7項目の政策実現を民進党、共産党、自由党、社民党に要請し、選挙区で「可能な限りの候補者調整」を求め、各党もこれに応じていました。「政党に裏切られた」との思いさえ抱く動きでした。

希望の党は民進党との合流に際し、「憲法改正と安保法制容認」を民進党議員に迫り、応じない一部議員の排除が行われ、排除された議員が立憲民主党の立ち上げに動くこととなります。

(3) 希望の党への民進党の合流に、連合会長が深く関与していたことが後日明らかになります。また、2017年5月3日の憲法記念日に、改憲派の集会にメッセージを寄せた安倍首相は、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と宣言していましたが、大阪維新の会が希望の党との候補者調整を「自主的」に行うと表明するという動きもありました

これら一連の経緯を考え合わせると、憲法9条改憲を進めるための改憲勢力による政局、「共闘つぶし」が「希望の党騒動」であったとも思えるのです。

市民連合が求める市民と野党の共闘による9条改憲阻止の共闘の成立を「保守二大政党」を標榜する勢力が恐れた動きでありました。この「分断線」は現在まで続いています。

(4) 2017年の総選挙直前に立憲民主党が結成されました。共産党の「民主主義の大義」をふまえた選挙区での「立候補取り下げ」や、市民の選挙参加の広がりもあって、立憲民主党が野党第一党となる議席数を確保します。改憲勢力が衆議院の3分の2を占めたものの、市民連合の政策要望を受け入れた政党が野党第一党となった意義は、その後の国会内での共闘の前進や「2020年改憲施

行」の野望をはね返すなかで明らかになりました。

なお、2017年7月には、総がかり行動実行委員会と、2004年6月に旗揚げし「9条改憲阻止」の一点での運動を続けてきた「九条の会」などが、「安倍9条改憲阻止」の署名（「3000万人署名」）推進に共同する「市民アクション（安倍9条改憲NO!全国市民アクション）」を立ち上げ、9月から署名行動を開始していました。改憲の動きが新しい段階に進んだもとの、市民運動は共闘をさらに広げて対抗し始めていました。この市民運動のバージョンアップも、立憲民主党を押し上げる一助になりました。

(5) 2017年秋の臨時国会以降、立憲民主党、共産党などが国会内外での共闘を強めました。「安保法制廃止法案」、「原発ゼロ法案」、「共謀罪廃止法案」が共同で提出され、「被災者生活再建支援法」改正が進むなどの具体的な成果につなげました。2019年参議院選挙はもとより衆参の補欠選挙や、沖縄県、新潟県、岩手県、高知県などの県知事選挙などが市民の政策要望も受け入れた市民と野党の統一候補でたたかわれ、「立憲野党対自公」という構図の選挙が各地に広がりました。

2019年参議院選挙では、共産党の候補者の応援に立憲民主党の党首が立つなど「対等平等の共闘」を可視化する状況も生まれ、32の一人区中10選挙区で勝利して参議院での改憲勢力3分の2割れに追い込みました。「2020年改憲施行」の野望を市民と野党の共闘が押し返したのです。

#### 4 激化した共闘つぶしの攻撃（2021年総選挙）

(1) 「市民と野党の共闘」の深化は、選挙での候補者調整だけでなく、政策面でも進みました。コロナパンデミックのもとで新自由主義の破たんがより明白になり、「過度な自己責任論から脱却

し、支え合う経済と機能する政府を取り戻す」(「枝野ビジョン・支え合う社会」文藝春秋) ことが立憲民主党の綱領に盛り込まれ、「新自由主義から転換」(日本共産党「新しい日本をつくる五つの提案」) が政策の重要課題として共有されはじめました。

また、2021年4月に行われた衆参の三つの補欠選挙で統一候補が全勝し、7月の東京都議会議員選挙で立憲民主党と共産党の選挙協力が2人区、3人区でも成功し、IR〈カジノ〉誘致の是非が最大の争点となった横浜市長選挙でも市民と野党の共闘候補が勝利しました。

このような共闘の前進、発展のなかで2021年秋の総選挙を迎えることになります。

(2) 2021年9月に市民連合は、「憲法にもとづく政治の回復(安保法制などの廃止を含む)」だけでなく「格差と貧困の是正」や「ジェンダー視点に基づいた自由で公正な社会の実現」などの6項目の政策課題を立憲民主、共産、社民、れいわに提起し、各党党首が連名で署名し、共に選挙をたたかうことに合意します。共闘の中で共通政策も進化しました。

さらに、立憲民主党と共産党は、①次の総選挙で自公政権を倒し、②新しい政権では市民連合と合意した政策の推進に協力し、共産党は合意した政策実現のために閣外から協力する、③両党で一本化した候補者の勝利に協力する、ことに合意します。

政策とその政策を実現する政権のあり方を確認して総選挙を共闘してたたかうというこれまでにない「選挙共闘」が実現したのです。

結果として、289の選挙区中214(74%)で両党の候補者を一本化し、132選挙区(45.6%)で自公との一騎打ちの状況を作り出すことになりました。

(3) 部分的な政策での閣外協力とはいえ、共

産党を含む「政権」が誕生しかねない、そのことへの恐れと反発は並大抵ではありませんでした。「立憲共産党」、「共闘は野合」などの攻撃が一部野党も巻き込んで強められ、「共産党の力を借りて立憲民主党が政権を握れば日米同盟の信頼関係は失われてしまう」(2021年10月21日・安倍晋三氏の演説)、「(総選挙は)自由民主主義政権か共産主義が参加する政権かの体制選択選挙」(10月21日・自民党幹事長、選対委員長連名の「急告」)と言った共闘攻撃、反共キャンペーンがマスコミも巻き込んで強められました。加えて、就任間もない連合会長が「共産党の閣外協力はありえない」と発言し、「共闘つぶし」の片棒を担ぐ動きを強めました。

この選挙戦で、立憲民主党、共産とも議席を減らし、「共闘失敗論」がわきおこり、立憲民主党では代表が交代する動きとなりました。しかし、共闘した59の選挙区で勝利し、あと一步の選挙区も32にのぼるなど、激しい共闘攻撃の中で市民と野党の共闘が一定の成果を上げたというのが実際です。仮に市民と野党の共闘が成立していなければ、さらに30を超えて獲得議席が減っていたとの試算も行われています。「1人が総どり」する小選挙区制度で自公を上回る得票を得るには市民と野党の共闘は必要条件なのです。

## 5 ロシアのウクライナ侵略が共闘にも影響

(1) 共闘失敗論に追い打ちをかけるようにおきた2022年2月のロシアのウクライナ侵略の影響も小さくありませんでした。国連安保理の常任理事国で核兵器保有国が、国連憲章や国際法を無視して先制攻撃を行う蛮行は、第二次世界大戦後の世界の平和の枠組みを揺るがしたからです。

それは同時に、戦力の不保持という憲法原則へ

の懐疑を招き、アメリカとの核兵器の共有や他国攻撃可能な武器の保有、自衛隊を「普通の軍隊」として憲法に明記する改憲策動など、武力対武力の安全保障論を勢いづかせることになりました。

(2) この状況が、「安保法制の廃止と立憲主義の回復」を一丁目一番地の課題とする市民と野党の共闘に困難を生じさせます。

2022年参議院選では、政党間の政策合意も市民連合を介した政策調整もすすまず、候補者の調整も32の選挙区のうち12選挙区にとどまり、野党の勝利も3選挙区でしかありませんでした。市民と野党の共闘への攻撃に対し、「候補者調整」自体が目的化し、攻撃をはね返す構えと運動を作り出す論議が深まらなかったことも後退の要因だったと思います。

## 6 憲法実現の運動で戦争する国づくり に対抗

(1) 憲法は、主権者である国民多数の意思で改正可能です(憲法第96条)。したがって武力によらない平和の実現をめざす多数派を維持することなしには、9条の明文改憲阻止はもとより、解釈改憲を是正し立法による違憲状態を是正することもできません。この間の市民と野党の共闘の経緯でも明らかなように、憲法順守を政府に迫る国民的な運動を強めていくことが、共闘の基盤を固めることになります。

日本だけでなく世界の歴史を80年遡ればわかるように、民主主義と個人々の自由と尊厳をはじめとする基本的人権の実現の基盤は平和主義にあるということです。

民主主義が健全でなければ平和主義は揺らぎ、平和主義が揺らぐときに民主主義と個人の自由と尊厳が壊される、平和主義と民主主義、基本的人権は相互不可分の関係です。

(2) 世界経済フォーラムが発表した2023年の日本のジェンダーギャップ指数は、世界125位と過去最低になりました。その要因が、労働参加率や賃金の男女間格差、女性管理職の少なさなど労働現場でのジェンダーギャップの大きさです。

戦前からの家父長制とも親和的な性別役割分担論が労働現場にも根深くはびこり、改善を妨げていますが、2006年時点では世界80位であった日本のジェンダーギャップ指数は徐々に低下し、特に2015年以降は急激にその順位を下げていることには留意が必要です。9条改憲だ、戦争法だ、軍拡だという「マッチョ」な政治の強まりがジェンダー平等の実現を阻害している、うがち過ぎた見方ではないと思います。

(3) 身近な問題に「憲法の物差し」をあて、憲法9条をめぐるせめぎあいとの関係に視野を広げてみることで、平和の危機が基本的人権実現の危機でもあることも見えてきます。そして、平和のうちに人間らしく生き、くらす社会をめざすことを政治に負託している主権者の意思を軽視して進められる政治の危険性を知ることになります。

ジェンダーギャップ指数だけでなく、貧困率と社会保障や教育への公的負担の関係でも、法定最低賃金の水準でも、報道の自由ランキングでも、日本は決して先進国のレベルではありません。それは、自民党政治が憲法を敵視し、憲法の実現に後ろ向きだったことと無関係ではありません。

憲法を無視し敵視の姿勢を自民党以外の政党も強めている今だから、その対抗の運動として憲法の実現を政治に迫る声と運動を強める必要があると思います。戦争への道を拒否し、「憲法を実現してこんな明日に」を求める市民運動です。

その運動に労組・団体が本気にかかわり、市民と野党の共闘の再構築での役割を果たしてほしい、期待が寄せられ、役割が問われています。

(おだがわ よしかず・憲法共同センター共同代表)